

# 福井県報

第 1806 号  
平成 19 年  
1 月 26 日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 告示

- 生活保護法の規定による医療を担当させる機関の廃止(二件) (地域福祉課)……………一
- 生活保護法の規定による医療を担当させる機関の指定(同)……………一
- 生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の廃止(同)……………一
- 生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の指定(三件) (同福祉課)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二件) (長寿福祉課)……………三
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(同)……………四
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二件) (同福祉課)……………四
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(同)……………五
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(同)……………五
- 母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定の辞退(健康増進課)……………六
- 保安林の指定の解除の予定(森づくり課)……………六

### 公告

- 土地改良区の合併の認可(農村振興課)……………七
- 土地収用法の規定による事業の認定(土木管理課)……………七
- ※急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防海岸課)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(財産活用課)……………八
- 公共測量の実施(土木管理課)……………九

## 告示

### 福井県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき指定した医療を担当させる機関から、同法第50条の2の規定により、当該医療機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

- 1 名称 福井市国民健康保険清水南診療所
- 2 所在地 福井市真栗町38-3
- 3 廃止年月日 平成18年11月30日

### 福井県告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき指定した医療を担当させる機関から、同法第50条の2の規定により、当該医療機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

- 福井県知事 西川 一誠
- 1 名称 医療法人 鳥山医院
- 2 所在地 大野市有明町4-16
- 3 廃止年月日 平成19年1月3日

### 福井県告示第32号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、同法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

- 1 名称 医療法人 鳥山医院
- 2 所在地 大野市有明町4-18
- 3 指定年月日 平成19年1月16日

### 福井県告示第33号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき指定した介護扶助のための居宅介護を担当させる機関から、同法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、当該介護機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日
ヘルパーステーションパリア若狭	三方上中郡若狭町市場18-18	訪問介護	社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	三方上中郡若狭町市場第40号80番地	平成18年12月31日
ヘルパーステーションパリア若狭	三方上中郡若狭町市場18-18	介護予防訪問介護	社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	三方上中郡若狭町市場第40号80番地	平成18年12月31日

**福井県告示第34号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）  
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
あわらし市金津雲雀ヶ丘寮訪問介護事業所	あわらし市春宮三丁目28-21	訪問介護	あわらし市	あわらし市市姫三丁目1-1	平成19年1月15日

**福井県告示第35号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）  
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社 端野メテイカル 小浜営業所	小浜市千種1丁目10-18	特定福祉用具販売	株式会社 端野メテイカル	福井市町屋三丁目12-12	平成19年1月16日
株式会社 端野メテイカル 小浜営業所	小浜市千種1丁目10-18	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 端野メテイカル	福井市町屋三丁目12-12	平成19年1月16日

## 福井県告示第36号

生活保護法(昭和25年法律第144号)

第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
医療法人 山本会 介護老人保健施設シルバークエア 日野	南条郡南越前町東大道33-10-1	通所リハビリテーション	医療法人 山本会	南条郡南越前町東大道32-1	平成19年1月17日
医療法人 山本会 介護老人保健施設シルバークエア 日野	南条郡南越前町東大道33-10-1	短期入所療養介護	医療法人 山本会	南条郡南越前町東大道32-1	平成19年1月17日

## 福井県告示第37号

介護保険法(平成9年法律第123号)第

41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号	事業開始年月日
さかい生喜庵 福祉用具事業所	福井県坂井市丸岡町舟寄159-46	株式会社 生喜 福井県坂井市新庄40号59番地	代表取締役 森 一嘉 福井県坂井市丸岡町舟寄150-7-7	平成19年1月4日	福祉用具貸与	1871700694	平成19年1月4日
さかい生喜庵 福祉用具事業所	福井県坂井市丸岡町舟寄159-46	株式会社 生喜 福井県坂井市新庄40号59番地	代表取締役 森 一嘉 福井県坂井市丸岡町舟寄150-7-7	平成19年1月4日	特定福祉用具販売	1871700694	平成19年1月4日

## 福井県告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第

41条第1項に規定する指定居宅サービス

業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	事業開始年月日	介護保険事業者番号
ショートステイやすらぎさかい	坂井市折戸第1号58番地	社会福祉法人 坂井栄春会 坂井市折戸第1号58番地	理事長 山本 文雄 坂井市春江町中庄第55号16番地	平成19年1月10日	指定短期入所生活介護	平成19年1月10日	1871700702

#### 福井県告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	介護保険事業者番号
居宅介護支援事業所はな	福井県小浜市深野第20号12番地	株式会社はな 福井県小浜市深野第20号12番地	代表取締役 中野仁嗣 福井県小浜市深野第20号12番地	平成19年1月1日	1870400312

#### 福井県告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号	事業開始年月日
さかい生喜庵 福祉用具事業所	福井県坂井市丸岡町舟寄159-46	株式会社 生喜 福井県坂井市坂井町上新庄40号59番地	代表取締役 森 一嘉 福井県坂井市丸岡町舟寄150-7-7	平成19年1月4日	介護予防福祉用具貸与	1871700694	平成19年1月4日

さかい生喜庵 福祉用具事業所	福井県坂井市丸岡町舟寄159-46	株式会社 生喜 福井県坂井市坂井町上新庄40号59番地	代表取締役 森 一嘉 福井県坂井市丸岡町舟寄150-7-7	平成19年1月4日	特定介護予防 福祉用具販売	1871700694	平成19年1月4日
----------------	-------------------	--------------------------------	----------------------------------	-----------	------------------	------------	-----------

**福井県告示第41号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	事業開始年月日	介護保険事業者番号
ショートステイやさかさかい	坂井市折戸第1第58号	社会福祉法人 坂井来春会 坂井市折戸第1第58号	理事長 山本 文雄 坂井市春江町中庄第55号16番地	平成19年1月10日	指定介護予防短期入所生活介護	平成19年1月10日	1871700702

**福井県告示第42号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定による廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	廃止年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号
ヘルパーステーションパリア若狭	福井県三方上中郡若狭町市場第18号18番地	社会福祉法人若狭町社会福祉協議会 福井県三方上中郡若狭町井崎第40号80番地	会長 西野 信治 福井県三方上中郡若狭町新道第65号6番地	平成18年12月31日	訪問介護	1872400070

**福井県告示第43号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定による廃止の届出があったので、同法第115条の9第2号の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および 主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	廃止年月日	サービスの種類	介護保険 事業者番号
ヘルパーステーションハリア若狭	福井県三方上中郡若狭町市場第18号18 番地	社会福祉法人若狭町社会福祉協議会 福井県三方上中郡若狭町井崎第40号80 番地	会長 西野 信治 福井県三方上中郡若狭町新道第65号6 番地	平成18年12月31日	介護予防 訪問介護	1872400070

**福井県告示第44号**

母子保健法（昭和40年法律第141号）  
第20条第6項において準用する児童福祉法  
（昭和22年法律第165号）第21条の9  
第6項の規定により、母子保健法第20条第  
1項の規定による養育医療を担当させる機関  
が指定を辞退したので、次のとおり告示す  
る。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

名称 あじさい薬局

所在地 福井市和田東2丁目1910

開設者 鯖江市三六町1丁目1-28

鯖江今丹保健福祉共同事業有限公司

代表取締役 坊 正二

取消年月日 平成18年12月31日

**福井県告示第45号**

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法  
律第249号）第29条の規定により、保安  
林の指定を解除する予定である旨の通知があ  
ったので、同法第30条の規定により、次の  
とおり告示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

1(1) 解除予定保安林の所在場所

南条郡南越前町広野42字赤谷奥3の  
65、43字赤谷口ノ上1の29、2の

6、2の15、2の16、2の18、1  
 12字寄小谷1の11、1の13、1の  
 15、1の16、113字菅谷1の24  
 、1の25、1の28、1の29、12  
 1字無寺前1の14から1の19まで、  
 1の35から1の39まで、宇津尾96  
 字口高15の1、17の3、18の3、  
 20の3、25の24、25の26、2  
 5の27、97字八鎌6の3、6の4、  
 10の1、11の1、12の3、13の  
 5から13の7まで、16の2、17の  
 3、17の4、18の3、27の8、2  
 7の9、27の18、27の31から2  
 7の36まで、98字念佛谷1の2、2  
 の3から2の5まで、3の2、5の3か  
 ら5の6まで、6の4、14の1、14  
 の27、14の28、21の3、22の  
 3、23の1、24の3、25の3、2  
 5の4、26の3から26の5まで、1  
 01字大鷗12の2、12の12、12  
 の16、12の18、12の20、12  
 の22、12の23、102字口之俣2  
 の3、2の4、103字興之俣14の5  
 、14の17、14の19、14の21  
 から14の33まで、106字透之谷1  
 の3、2の3、3の1、4の2、8の2  
 、13の3、30の5、30の6、30  
 の17、30の37から30の45まで  
 、109字木之子谷1の1、2の5、2  
 の6、7の12、7の13、12の1、  
 110字葛根谷1の1、6の4、17の  
 5、17の17から17の21まで、1  
 11字宮ノ上11の3、13の1、14  
 の3、15の16、15の18、15の  
 19、15の23、15の37、112  
 字蛇綱14の1、14の3、15の3、  
 15の4、16の3、16の4、17の

3、17の4、18の3、18の4、1  
 9の3、20の2、20の3、21の3  
 、21の4、22の3、27の45、2  
 7の62、27の63、113字村之上  
 9の1、9の2、10の1、10の2、  
 11の1、11の3、21の15、21  
 の16、21の23から21の30まで  
 、115字東白石1の1、2の1、3の  
 2、4の2、4の3、5の1、6の1、  
 7の1、9の1、10の1、11の1、  
 12の1、13の1、14の4から14  
 の7まで、14の23、14の24、1  
 17字和利谷1の3  
 (2) 保安林として指定された目的  
 水源のかん養  
 (3) 解除の理由  
 指定理由の消滅  
 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
 南条郡南越前町広野81字壁立1の1  
 1、1の20から1の23まで、1の2  
 6から1の29まで、1の31、1の3  
 2、宇津尾98字念佛谷4の3、4の4  
 (2) 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 (3) 解除の理由  
 指定理由の消滅

**福井県告示第46号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)  
 第72条第2項の規定に基づき、土地改良区  
 の合併を認可したので、同条第3項の規定に  
 より、次のとおり公告する。  
 平成19年1月26日  
 福井県知事 西川 一誠  
 1 合併により設立する土地改良区の名称  
 おおい町土地改良区  
 2 合併により解散する土地改良区の名称

大飯土地改良区  
 大飯大島土地改良区  
 大飯第二土地改良区

**福井県告示第47号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。  
 以下「法1」という。)第20条の規定により  
 、事業の認定をしたので、法第26条第1項  
 の規定により、次のとおり告示する。  
 平成19年1月26日  
 福井県知事 西川 一誠

1 起業者の名称  
 福井市  
 2 事業の種類  
 上支殊南部地区農業集落排水資源循環統  
 合補助事業(汚水処理施設建設事業)  
 3 起業地  
 (1) 収用の部分  
 福井県福井市北山町22字馬洗14-  
 1、15-1、16-1番地内  
 (2) 使用の部分  
 福井県福井市北山町22字馬洗14-  
 1番地先、15-1番地先  
 4 法第26条の2第2項の規定による図面  
 の縦覧場所  
 福井市役所  
 5 事業の認定をした理由  
 上支殊南部地区農業集落排水資源循環統  
 合補助事業(汚水処理施設建設事業)(以  
 下「本件事業」という。)は、以下のとお  
 り法第20条各号のすべてに該当するの  
 で、事業の認定をした。  
 (1) 法第20条第1号該当性  
 本件事業は、法第3条第31号に掲げ  
 る「地方公共団体が設置する直接その事  
 業の用に供する施設」に関するものであ  
 ると認められる。

(2) 法第20条第2号該当性

本件事業の起業者は福井市であり、補  
 助事業の採択を受けていること、事業に  
 要する費用は、平成18年度に予算化さ  
 れ、また平成19年度以降も予算化する  
 こととしており、事業の施行に必要な財  
 源に対する措置を講じていることから、  
 本件事業を遂行する十分な意思と能力を  
 有する者であると認められる。  
 (3) 法第20条第3号該当性

本件事業に係る起業地は、複数の候補  
 地の中から地理的条件、社会的条件等を  
 考慮して選定されたものである。  
 また、起業地が事業の用に供されるこ  
 とにより、農業用排水の水質保全、地  
 域住民の快適な生活環境改善といった公  
 共の利益の増進が見込まれるのに対して  
 、失われる利益は、起業地が民家から離  
 れた場所にあること、起業地に転移の必  
 要な物件等が存在しないこと等から、比  
 較的小さいと考えられる。  
 これらのことから、本件事業に係る事  
 業計画は、土地の適正かつ合理的な利用  
 に寄与するものであると認められる。  
 (4) 法第20条第4号該当性

本件事業により、当該処理区の水質改  
 善が図られ、生産条件の安定化および農  
 業労働環境の改善、格差是正による農地  
 の流動化等、高生産性農業の確立が見込  
 まれる。また、集落内の生活環境改善、  
 施設の日常管理を通じた農村コミュニテ  
 イの醸成・強化も見込まれる。  
 これらのことから、本件事業は、土地  
 を収用する公益上の必要があるものであ  
 ると認められる。

**福井県告示第48号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

中野急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
福井市	中野一丁目	802の一部 803の一部 804の一部 807の一部 901の一部 903-1の一部 903-2 903-3の一部 904-1 904-2 1004の一部 1006の一部 1007の一部 1008の一部 2614の一部 2615 2616 2617の一部 2627の一部
		中野町
		23字上清道谷
		28-1の一部 28-2の一部 34の一部 35-1の一部 36の一部
		24字中筋
		67の一部 68の一部 73の一部 74の一部 75-1の一部 76-1の一部 77-1の一部

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月26日

福井県知事 西川 一誠

- 1 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする物品の名称および数量  
福井県庁舎、福井県議会議事堂、福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電力  
7, 871, 000kWh
  - 2 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - 3 履行期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - 4 需要場所  
福井県庁舎等  
福井市大手3丁目17-1
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - 1 特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下単に「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、入札の日において現に

県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
  - 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者または同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
  - 4 履行期間開始日から送電をすることが可能である者であること。
  - 5 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができると見込まれる者であること。
  - 3 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札の日時および場所
    - 1 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに入札に関する問い合わせ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県総務部財産活用課  
電話 0776-20-0252
    - 2 入札説明書等の交付期間  
平成19年1月29日（月）から平成19年2月5日（月）まで（日曜日および土曜日を除く。）の9時から16時まで
    - 3 入札書の提出方法等
      - ア 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。
- なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。
- イ 郵送による入札書の提出を希望する

場合の提出期限等	び通貨	測量計画機関の名称
ア 提出期限	日本語および日本国通貨とする。	1 測量計画機関の名称 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長
イ 提出方法 簡易書留郵便によること。 ウ 提出先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県総務部財産活用課	2 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。	2 作業の種類 公共測量(基準点測量)(1級基準点・2級基準点)
エ 入札の日時および場所	3 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。	3 作業の期間 平成18年12月25日から平成19年3月30日まで
オ 日時 平成19年3月9日(金) 10時	4 契約書作成の要否	4 作業の地域 敦賀市元比田地先から敦賀市新道地先
カ 場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階601会議室	5 この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。	
キ 入札の方法	7 Summary 1 Nature and quantity of the products to be required Electricity for Fukui Prefectural Office Building	
ク 入札書には、契約電力および使用電力量に対する単価を記載すること。 なお、落札の決定は、本県で示す契約電力および使用予定電力量に対して、入札書に記載された契約電力および使用電力量に対する単価に従って計算した年間予定総額で行う。	2 Date, Time of Bidding 10:00am. March 9, 2007	
ク 入札書に記載する金額は全て、消費税および地方消費税を含んだ額とすること(ただし、入札者が消費税に係る免税事業者である場合を除く)。入札単価は銭の位まで記載すること。	3 Period of Contract 1st of April 2007 to the 31st of March 2008	
ケ 入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	4 Contact point for the notice Property Utilization Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8580 Japan. TEL 0776-20-0252	
コ その他	測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規程により、国土交通大臣より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。	
ク この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および	平成19年1月26日	
	福井県知事 西川 一誠	

平成十九年一月二十六日印  
平成十九年一月二十六日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號  
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県  
(株)エクシート

☎ 五五六七八番